

# 電 気 需 給 約 款

---

[USENでんき 低圧]

2026 年 10 月 1 日実施

株式会社U－POWER

# 電気需給約款

[USENでんき 低圧]

## 目 次

|     |                          |   |
|-----|--------------------------|---|
| I   | 総 則.....                 | 1 |
| 1   | 対象となるお客さま.....           | 1 |
| 2   | 定 義.....                 | 1 |
| 3   | 需給約款等の供給条件の変更.....       | 1 |
| 4   | 法定書面の電磁的方法による交付.....     | 2 |
| 5   | 単位および端数処理.....           | 2 |
| 6   | 実 施 細 目.....             | 2 |
| II  | 契 約 の 締 結.....           | 2 |
| 7   | 契約の要件.....               | 2 |
| 8   | 電気需給契約の申込み.....          | 2 |
| 9   | 電気需給契約の成立および契約期間.....    | 2 |
| 10  | 需 要 場 所.....             | 2 |
| 11  | 電気需給契約の単位.....           | 2 |
| 12  | 需給の開始.....               | 2 |
| 13  | 供給の単位.....               | 2 |
| III | 契約種別および料金.....           | 2 |
| 14  | 契 約 種 別.....             | 2 |
| 15  | 電灯プラン.....               | 2 |
| 16  | 電灯フラットプラン.....           | 3 |
| 17  | 動力プラン.....               | 3 |
| 18  | 低圧電力プラン.....             | 3 |
| IV  | 料金の算定および支払い.....         | 4 |
| 19  | 料金の適用開始の時期.....          | 4 |
| 20  | 料金の算定期間.....             | 4 |
| 21  | 使用電力量の算定.....            | 4 |
| 22  | 料金の算定.....               | 4 |
| 23  | 料金の支払義務および支払期日.....      | 4 |
| 24  | 料金その他の支払方法.....          | 4 |
| 25  | 延 滞 利 息.....             | 5 |
| V   | 使用および供給.....             | 5 |
| 26  | 適正契約の保持.....             | 5 |
| 27  | 需要場所への立入りによる業務の実施.....   | 5 |
| 28  | 供給の中止または使用の制限もしくは中止..... | 5 |
| 29  | 違 約 金.....               | 5 |
| 30  | 損害賠償等の免責.....            | 5 |
| 31  | 設備の賠償.....               | 5 |
| VI  | 契約の変更および終了.....          | 5 |
| 32  | 電気需給契約の変更.....           | 5 |
| 33  | 名義の変更.....               | 5 |
| 34  | 電気需給契約の廃止.....           | 6 |
| 35  | 解 約 等.....               | 6 |
| 36  | 電気需給契約消滅後の債権債務関係.....    | 6 |
| VII | 供給方法および工事.....           | 6 |

|      |                      |   |
|------|----------------------|---|
| 37   | 需給地点および施設.....       | 6 |
| VIII | 工事費の負担 .....         | 6 |
| 38   | 工事費負担金等相当額の申受け等..... | 6 |
| 39   | 工事費負担金等相当額の精算.....   | 6 |
| IX   | 保安.....              | 6 |
| 40   | 保安の責任.....           | 6 |
| X    | その他.....             | 6 |
| 41   | 守秘義務.....            | 6 |
| 42   | 準拠法.....             | 6 |
| 43   | 管轄裁判所.....           | 6 |
| 44   | 信用情報の共有.....         | 6 |
| 45   | 反社会的勢力の排除.....       | 6 |
| 46   | 個人情報の取り扱い.....       | 7 |
| 附    | 則 .....              | 7 |
| 別    | 表 .....              | 8 |

## I 総 則

### 1 対象となるお客さま

- (1) この電気需給約款〔U・S・E・Nでんき 低圧〕（以下「本約款」といいます。）および別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）は、株式会社U-POWER（以下「当社」といいます。）が、当社所定の方法で申込みいただいた低圧電気の供給を受けるお客さま（以下「お客さま」といいます。）に対し、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款および当該一般送配電事業者との接続供給契約（以下「接続供給契約」といいます。）にもとづき、小売電気事業者である株式会社U・P・X（小売電気事業者登録番号：A0890。以下「U・P・X」といいます。）が供給する電気を小売するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。なお、当社はU・P・Xとの取次ぎ契約にもとづき電気を、小売供給いたします。
- (2) 本約款および料金表は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

| エ リ ア  | 対象となる地域                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------|
| 北海道エリア | 北海道                                                       |
| 東北エリア  | 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県                             |
| 中部エリア  | 愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県          |
| 北陸エリア  | 富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部                            |
| 関西エリア  | 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部 |
| 中国エリア  | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部                |
| 四国エリア  | 徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）                     |
| 九州エリア  | 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県                            |

### 2 定 義

本約款および料金表における用語の定義は、それぞれ次のとおりといたします。

- (1) 低 圧  
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電 灯  
白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小 型 機 器  
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動 力  
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契 約 電 力  
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (6) 最大需要電力  
30 分ごとの使用電力量のうち、計量期間等の期間中において最も大きい値を 2 倍した値をいいます。
- (7) 夏 季  
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (8) そ の 他 季  
毎年 10 月 1 日から 翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
- (9) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、料金率、基準燃料単価および基準市場単価には消費税等相当額を含みます。

- (10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金  
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (11) 貿 易 統 計  
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (12) 平均燃料価格算定期間  
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、別表 2（燃料費調整）(1) ハに定めるものをいいます。
- (13) スポット市場価格  
J E P X の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しに係る送電設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、J E P X が公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、基準市場価格等にもとづき、当社が決定した値といたします。
- (14) 平均市場価格算定期間  
スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、別表 3（市場価格調整）(1) ハに定めるものをいいます。
- (15) 年 度  
毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。

### 3 需給約款等の供給条件の変更

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本約款または料金表を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめ変更後の需給約款または料金表の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知いたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の需給約款または料金表によります。
- イ 当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびこれらに関連するその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、本約款または料金表の変更が必要な場合
- ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、本約款または料金表の変更が必要な場合
- ハ 消費税等相当額の税率が変更された場合
- ニ 電源の調達価格の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「J E P X」といいます。）のスポット約定価格等の電力取引市場価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、本約款または料金表の変更が必要な場合
- ホ 当該一般送配電事業者が定める特定小売供給約款の変更により、燃料費等調整に係る係数等が変更された場合で、本約款または料金表の変更が必要な場合
- ヘ その他当社が必要と判断した場合
- (2) 当社が、本約款または料金表の変更に係る供給条件の説明、変更前の書面の交付および変更後の書面の交付を行なう場合、お客さまは、次の事項についてあらかじめ承諾するものといたします。
- イ 供給条件の変更の説明および変更前の書面の交付を行なう場合、説明および書面に記載を要する事項のうち、当該変更をしようとする事項のみを当社が適切と判断した方法により説明するとともに、当該事項を書面に記載いたします。
- ロ 変更後の書面の交付を行なう場合、当社が適切と判断した方法により、当社またはU・P・Xの名称および所在地、電気需給契約の契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- ハ 上記にかかわらず、本約款または料金表の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない場合における供給条件の説明および変更前の書面交付は、説明および記載を要する事項のうちその変更をしようとする

内容の概要のみを書面で交付することなく説明することとし、関係法令等において許容される限りにおいて、変更後の書面の交付をしないことといたします。

#### 4 法定書面の電磁的方法による交付

当社は、電気事業法その他法令に基づきお客さまに交付する書面について、電子メールの送信またはインターネット等の電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により提供を行うものとし、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。

#### 5 単位および端数処理

本約款または料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 料金その他の計算における再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 6 実施細目

本約款または料金表の実施上必要な細目の事項は、本約款または料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めま

## II 契約の締結

#### 7 契約の要件

- (1) 当社は、お客さまに電気を小売供給する際、当該一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。
- (2) お客さまは、託送約款等における需要者に関する事項を遵守していただきます。

#### 8 電気需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款、料金表および託送約款等を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の方法によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他当社が必要とする事項

- (2) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (3) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。お客さま、当社およびU P Xは、電気需給契約の内容および電気需給契約にもとづく取引に関する情報を、電気需給契約を履行する以外の目的で、第三者に開示してはならないものとなります。

#### 9 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を小売供給できないことが明らかになった場合には、当社は、電気需給契約の成立の日から遡って電気需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

- イ 契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
- (3) 電気需給契約の更新に係る供給条件の説明、契約更新前の書面の交付および契約更新後の書面の交付を行なう場合、お客さまは、次の事項についてあらかじめ承諾するものといたします。
- イ 電気需給契約を更新する場合における供給条件の説明、契約更新前の書面および契約更新後の書面の交付については、当該電気需給契約の更新に関する事項（当社またはU P Xの名称および所在地、契約年月日、更新後のあらたな契約期間、供給地点特定番号および法令により定める事項。）のみ記載いたします。
- ロ 上記にかかわらず、関係法令等において許容される限りにおいて、契約更新前の書面の交付は省略するものといたします。

#### 10 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

#### 11 電気需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器および動力をあわせて使用する需要で、電灯と動力とをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 電気需給契約を結びます。

#### 12 需給の開始

- (1) 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を小売供給いたします。
- (2) 当社は、やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を小売供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を小売供給いたします。

#### 13 供給の単位

当社は、接続供給契約にもとづき、電灯または小型機器および動力をあわせて使用する需要で、電灯と動力とをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を小売供給いたします。

## III 契約種別および料金

#### 14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。  
電灯プラン、電灯フラットプラン、動力プラン、低圧電力プラン

#### 15 電灯プラン

- (1) 対象となるお客さま  
電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで当社またはU P Xとの協議が整ったお客さまを対象といたします。
- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (3) 契約電力  
各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内にお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電

力のうち、いずれか大きい値といたします。

なお、契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 1 キロワットといたします。

イ 新たに電気の小売供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この供給条件により電気の小売供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、本約款による電気の小売供給を受ける前の電気の小売供給は、契約電力の決定上本約款によって受けた電気の小売供給とみなします。

#### (4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 4（その他調整額）(2) によって算定されたその他調整額の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額および別表 3（市場価格調整）(1) ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

##### イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき料金表のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

##### ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量および料金表における電力量料金単価によって算定いたします。

##### ハ 最 低 月 額 料 金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が料金表の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、料金表における最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）の再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

#### (5) 初回事務手数料

プラン適用初回のみ、事務手数料として 3,850 円（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

### 16 電灯フラットプラン

#### (1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで当社または U P X との協議が整ったお客さまを対象といたします。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

#### (3) 契 約 電 力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社または U P X との協議によって定めます。ただし、電気需給契約による電気の小売供給を受ける前に電気の小売供給を受けている場合は、本約款による電気需給契約の申込みの際の契約電力を基準とし、当該エリアの特定小売供給約款に定められた契約電流または契約容量の単位を 1 キロワットといたします。なお、契約電流 15 アンペアの単位は 1.5 キロワットといたします。

#### (4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 4（その他調整額）(2) によって算定されたその他調整額の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額および別表 3（市場価格調整）(1) ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

##### イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき料金表のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

##### ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量および料金表における電力量料金単価によって算定いたします。

##### ハ 最 低 月 額 料 金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が料金表の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、料金表における最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）の再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

#### (5) 初回事務手数料

プラン適用初回のみ、事務手数料として 3,850 円（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

### 17 動 力 プ ラ ン

#### (1) 対象となるお客さま

動力を使用され、次のいずれにも該当するお客さまで当社または U P X との協議が整ったお客さまを対象といたします。

##### イ 電 灯 プ ラ ン と 動 力 プ ラ ン を あ わ せ て 契 約 さ れ る お 客 さ ま

ロ 当該一般送配電事業者が定める託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さま

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

#### (3) 契 約 電 力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社または U P X との協議によって定めます。ただし、電気需給契約による電気の小売供給を受ける前に電気の小売供給を受けている場合は、本約款による電気需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。なお、契約電力の単位は、1 キロワットといたします。

#### (4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 4（その他調整額）(2) によって算定されたその他調整額の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額および別表 3（市場価格調整）(1) ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

##### イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき料金表のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

##### ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

#### (5) 初回事務手数料

プラン適用初回のみ、事務手数料として 3,850 円（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

### 18 低圧電力プラン

#### (1) 対象となるお客さま

動力を使用され、次のいずれにも該当するお客さまで当社または U P X との協議が整ったお客さまを対象といたします。

##### イ 電 灯 フ ラ ッ ト プ ラ ン と 低 圧 電 力 プ ラ ン を あ わ せ て 契 約 さ れ る お 客 さ ま

ロ 当該一般送配電事業者が定める託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さま

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

### (3) 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社またはU P Xとの協議によって定めます。ただし、電気需給契約による電気の小売供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、本約款による電気需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。なお、契約電力の単位は、1 キロワットといたします。

### (4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表4（その他調整額）(2) によって算定されたその他調整額の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1) によって算定された燃料費調整額および別表3（市場価格調整）(1) によって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき料金表のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

### (5) 初回事務手数料

プラン適用初回のみ、事務手数料として 3,850 円（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

## IV 料金の算定および支払い

### 19 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

### 20 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

### 21 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、30 分ごとに、需給地点で計量された電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。ただし、17（動力プラン）および 18（低圧電力プラン）における料金の算定期間の季節別の使用電力量は、季節別に、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の季節別の使用電力量を合計した値といたします。
- (2) 当社は、各月ごとに、検針の結果をU P Xから受領した後、お客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さま、当該一般送配電事業者、当社およびU P Xとの協議によって定めます。

### 22 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合

- ロ 契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を再開し、もしくは停止した場合
- ニ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、電気需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

- (3) 当社は、(1)イ、ロ、ハまたはニの場合に日割計算をするときは、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金または最低月額料金を日割りする場合  
次の式により日割計算いたします。

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、(1)ニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- ロ 電力量料金を日割りする場合

電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、14（電灯プラン）の料金適用上の電力量区分については、次の式により日割計算いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、(1)ニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

### 23 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、料金の算定期間の翌日に発生いたします。ただし、電気需給契約が消滅した場合は消滅日、20（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日に発生するものといたします。
- (2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して 40 日目（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 40 日目までといたします。
- (3) 支払義務発生日の翌日から起算して 40 日目が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

### 24 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (2) 料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。  
なお、原則としてイにより支払うものとし、お客さままたは当社の事情によりイによる支払いができない場合にはロにより支払っていただきます。  
イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。なお、振替手数料は当社が負担いたします。  
ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、支払いに要する費用はお客さま

に負担していただきます。

- (3) お客さまが料金を(2)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(2)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (4) お客さまが料金を(2)イにより支払われる場合で、お客さまの都合によりお客さまが指定する口座から当社の口座へ料金を振り替えることができなかったときは、(2)ロに準じて支払っていただきます。
- (5) 当社は、(1)または(2)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (6) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

## 25 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

## V 使用および供給

### 26 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 27 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または U P X は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務、計量器の検針もしくは計量値の確認、または、供給地点に至るまでの供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査その他当社もしくは U P X または当該一般送配電事業者の電気工作物等にかかわる保安の確認等に必要な業務

### 28 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

- (1) 当該一般送配電事業者およびお客さまの電気工作物に故障が生

じ、または故障が生ずるおそれがある場合

- (2) 当該一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事にやむをえない場合
- (3) その他電気の需給上または保安上必要がある場合

## 29 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合または 17（動力プラン）および 18（低圧電力プラン）において、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れたときには、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

## 30 損害賠償等の免責

接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合は、当社および U P X は、お客さまの受けた損害および電気需給契約に係る債務の履行について賠償の責めを負いません。

- (1) 35（解約等）によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合には、当社および U P X は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 当社および U P X は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

## 31 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、U P X が当該一般送配電事業者から損害請求を受けた場合は、当社はその賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または U P X の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、当社または U P X は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。

## VI 契約の変更および終了

### 32 電気需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の締結）に定める新たに電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

ただし、電気需給契約を変更する場合の契約期間は、9（電気需給契約の成立および契約期間）(2)イにかかわらず、従前の契約期間といたします。また、電気需給契約を変更する場合の供給条件の説明、契約締結前書面および契約締結後書面の交付は、当該変更を行なった事項（関係法令等において許容される場合はその概要とし、また、関係法令等において要求される場合は当社または U P X の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみとし、当社が適切と判断した方法により行なうものといたします。

### 33 名義の変更

相続または合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の小売供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書により申出を必要とするときを除き、電話等により申し出ていただきます。

### 34 電気需給契約の廃止

- (1) 35（解約等）に定める場合を除き、契約期間中の電気需給契約の廃止はできません。ただし、廃止希望日の3月前までに、その廃止期日を定めて相手方に書面で通知し、お客さまおよび当社が合意した場合はこの限りではありません。なお、廃止期日は、原則としてお客さままたは当社が通知した月の3月後の末日といたしますが、お客さまおよび当社が合意した場合には、3月後の末日以外の日を廃止期日とすることができます。
- (2) 電気需給契約は、35（解約等）に定める場合および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
  - イ お客さまの責めに帰すべき事由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合、需給を終了させるための処置が可能となった日に電気需給契約は消滅するものといたします。
  - ロ 当社との電気需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との電気需給契約等にもとづき、当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に電気需給契約が消滅するものといたします。

### 35 解 約 等

- (1) 当社は、次の場合には、電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
  - イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
  - ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ハ お客さまが他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ニ 本約款または料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款または料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
  - ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
  - ヘ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
  - ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
  - チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
  - リ お客さまがその他本約款または料金表に反した場合
- (2) お客さまが、34（電気需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に電気需給契約は消滅するものといたします。

### 36 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## Ⅶ 供給方法および工事

### 37 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、接続供給契約にもとづきお客さまと当該一般送配電事業者と、当社およびU P Xとの協議によって定めます。
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備および引込線、計量器およびそ

の付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次側配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）等、電気の小売供給に必要な設備の所有、施設場所の提供、施設および負担の区分等は、託送約款等にもとづき、定めるものといたします。ただし、託送約款等において、U P Xの負担により施設するとされている補助支持物等については、託送約款等によらず、お客さまの負担により施設していただきます。

## Ⅷ 工事費の負担

### 38 工事費負担金等相当額の申受け等

U P Xが当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の小売供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。

### 39 工事費負担金等相当額の精算

38（工事費負担金等相当額の申受け等）により、お客さまから工事費負担金等相当額を申し受けた場合で、U P Xが当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る精算を受けたときは、当社は、すみやかにお客さまと精算するものといたします。

## Ⅸ 保 安

### 40 保 安 の 責 任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が保安の責任を負います。

## X そ の 他

### 41 守 秘 義 務

電気需給契約の締結により知りえた情報について、守秘義務を遵守するものとします。ただし、お客さま、当社およびU P Xの業務運営上とくに必要な場合または、行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する官公署から情報開示を要求された場合は、この限りではありません。

### 42 準 拠 法

電気需給契約に関する権利義務は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

### 43 管 轄 裁 判 所

電気需給契約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所といたします。

### 44 信用情報の共有

当社またはU P Xは、お客さまが34（解約等）(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、当該電気需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

### 45 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、電気需給契約の相手方（相手方の代表

者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいいます。)が次に該当する事由があるときは、何らの通知もしくは催告を要しないで、ただちに電気需給契約の全部または一部を解除することができるものとし、この場合、電気需給契約を解除された者は、損害賠償その他一切の請求をしないものといたします。

- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であると認められるとき
  - ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ハ 反社会的勢力を利用するなどしたと認められるとき
  - ニ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - ホ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - ヘ 自らまたは第三者を利用して、電気需給契約の相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任をこえた要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて契約等の相手方の信用を棄損し、もしくは業務を妨害する行為などを行なったとき
- (2) お客さまおよび当社は、自らが(1)イからへに該当しないことを確約し、将来も(1)イからへに該当しないことを確約するものといたします。

- (3) お客さままたは当社が、(2)に反した場合には、電気需給契約の相手方是何らの通知もしくは催告を要しないで、ただちに電気需給契約の全部または一部を解除することができるものとし、この場合、電気需給契約を解除された者は、損害賠償その他一切の請求をしないものといたします。

#### 46 個人情報の取り扱い

当社は、お客さまの個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）その他適用のある法令、ガイドライン、当社の定める「個人情報の取扱いについて」（<https://u-power.jp/privacypolicy/>）および「小売電気事業分野における個人情報の取扱いについて」（<https://u-power.jp/retaillelectricity-privacypolicy/>）に基づき取り扱いたします。

## 附 則

#### 本約款の実施期日

本約款は、2026 年 10 月 1 日から実施いたします。

## 別 表

### 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定め

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

### 2 燃 料 費 調 整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1173$$

$$\beta = 0.0643$$

$$\gamma = 1.1607$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

##### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 35,600 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 燃料費調整単価<br>適用期間  | 平均燃料価格<br>算定期間                          |
|------------------|-----------------------------------------|
| 毎年1月の料金に係る計量期間等  | 前年の11月1日から11月30日までの期間                   |
| 毎年2月の料金に係る計量期間等  | 前年の12月1日から12月31日までの期間                   |
| 毎年3月の料金に係る計量期間等  | その年の1月1日から1月31日までの期間                    |
| 毎年4月の料金に係る計量期間等  | その年の2月1日から2月28日までの期間（閏年の場合は、2月29日までの期間） |
| 毎年5月の料金に係る計量期間等  | その年の3月1日から3月31日までの期間                    |
| 毎年6月の料金に係る計量期間等  | その年の4月1日から4月30日までの期間                    |
| 毎年7月の料金に係る計量期間等  | その年の5月1日から5月31日までの期間                    |
| 毎年8月の料金に係る計量期間等  | その年の6月1日から6月30日までの期間                    |
| 毎年9月の料金に係る計量期間等  | その年の7月1日から7月31日までの期間                    |
| 毎年10月の料金に係る計量期間等 | その年の8月1日から8月31日までの期間                    |
| 毎年11月の料金に係る計量期間等 | その年の9月1日から9月30日までの期間                    |
| 毎年12月の料金に係る計量期間等 | その年の10月1日から10月31日までの期間                  |

### ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

#### (2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| 供給エリア  | 基準燃料単価<br>1キロワット時につき |
|--------|----------------------|
| 北海道エリア | 15銭1厘                |
| 東北エリア  | 15銭2厘                |
| 中部エリア  | 15銭0厘                |
| 北陸エリア  | 15銭1厘                |
| 関西エリア  | 15銭1厘                |
| 中国エリア  | 15銭1厘                |
| 四国エリア  | 15銭1厘                |
| 九州エリア  | 15銭2厘                |

#### (3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、各月ごとに定めた燃料費調整単価を当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

### 3 市場価格調整

#### (1) 市場価格調整額の算定

##### イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、供給エリアごとに、各平均市場価格算定期間における各日の24時間（0時00分から24時00分までの時間帯をいいます。）のエリアプライスの単純平均値をいいます。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

##### ロ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって供給エリアごとに算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - (2) \text{ の基準市場価格}) \times (3) \text{ の基準市場単価}$$

## ハ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。ただし、計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、あらかじめお客さまにお知らせした場合を除き、次の市場価格調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

| 市場価格調整単価<br>適用期間       | 平均市場価格<br>算定期間                                            |
|------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 毎年 1 月の料金に係る<br>計量期間等  | 前年の 12 月 1 日から 12 月 31<br>日までの期間                          |
| 毎年 2 月の料金に係る<br>計量期間等  | その年の 1 月 1 日から 1 月 31<br>日までの期間                           |
| 毎年 3 月の料金に係る<br>計量期間等  | その年の 2 月 1 日から 2 月 28<br>日までの期間（閏年の場合<br>は、2 月 29 日までの期間） |
| 毎年 4 月の料金に係る<br>計量期間等  | その年の 3 月 1 日から 3 月 31<br>日までの期間                           |
| 毎年 5 月の料金に係る<br>計量期間等  | その年の 4 月 1 日から 4 月 30<br>日までの期間                           |
| 毎年 6 月の料金に係る<br>計量期間等  | その年の 5 月 1 日から 5 月 31<br>日までの期間                           |
| 毎年 7 月の料金に係る<br>計量期間等  | その年の 6 月 1 日から 6 月 30<br>日までの期間                           |
| 毎年 8 月の料金に係る<br>計量期間等  | その年の 7 月 1 日から 7 月 31<br>日までの期間                           |
| 毎年 9 月の料金に係る<br>計量期間等  | その年の 8 月 1 日から 8 月 31<br>日までの期間                           |
| 毎年 10 月の料金に係る<br>計量期間等 | その年の 9 月 1 日から 9 月 30<br>日までの期間                           |
| 毎年 11 月の料金に係る<br>計量期間等 | その年の 10 月 1 日から 10 月<br>31 日までの期間                         |
| 毎年 12 月の料金に係る<br>計量期間等 | その年の 11 月 1 日から 11 月<br>30 日までの期間                         |

## ニ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

## (2) 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

| 供給エリア  | 基準市場価格<br>1 キロワット時につき |
|--------|-----------------------|
| 北海道エリア | 8 円 80 銭              |
| 東北エリア  | 10 円 47 銭             |
| 中部エリア  | 10 円 87 銭             |
| 北陸エリア  | 10 円 59 銭             |
| 関西エリア  | 10 円 59 銭             |
| 中国エリア  | 8 円 99 銭              |
| 四国エリア  | 8 円 76 銭              |
| 九州エリア  | 8 円 94 銭              |

## (3) 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、エリアごとおよび年度ごとに定めます。なお、基準市場単価は、当社が適当と判断する方法により、原則として当該年度が開始する 2 月前までに、お客さまにお知らせいたします。また、当社から別段のお知らせを行わない限り、前年度の基準市場単価を継続して適用するものといたします。

## (4) 市場価格調整単価等のお知らせ

当社は、各月ごとに定めた市場価格調整単価を当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

す。

## (2) その他調整額の算定

その他調整額は、次の算式により算定される金額といたします。なお、その他調整額単価の単位は 1 銭とし、1 銭未満の端数は切り捨てます。

その他調整額 = その他調整額単価 × 当月の使用電力量

## (3) その他調整額単価

その他調整額単価は、使用電力量 1 キロワット時につき 3 円 80 銭（消費税等相当額を含みます。）といたします。

なお、当社は毎月、その他調整額単価の見直しを行なうことがあります。また、この場合において当社は、翌月の検針日等から翌々月の検針日等の前日までの算定期間のその他調整額の算定に適用するその他調整額単価を、当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客さまにお知らせいたします。

## (4) 調整金の請求または還元

当社は、お客さまにお支払いいただいたその他調整額の総額と、電力広域的運営推進機関から請求された容量拠出金の総額とに差額が生じた場合には、その事由に応じて、次の種別の調整金の請求または還元を行なうことができるものといたします。なお、調整金の請求または還元は、その他調整額の請求を受けたお客さまが否かに関わりなく、電力広域的運営推進機関が U P X に対して容量拠出金請求額を通知した日の属する月から起算して 2 月後の検針日等の前日までの期間、または 3 月後の検針日等の前日までの期間（以下「調整金適用期間」といいます。）において電気を小売供給した供給地点の料金を対象に行ないます。

## イ シェア率変動調整金

容量拠出金仮請求額にもとづくその他調整額と容量拠出金請求額の月次精算にともなう調整金をいいます。

## ロ 年間再算定調整金

小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等をふまえて電力広域的運営推進機関が行なう容量拠出金の年次精算にともなう調整金をいいます。

## (5) 調整金の算定

各調整金は、次の算式により算定された金額といたします。なお、調整金の単位は 1 銭とし、1 銭未満の端数は切り捨てます。

調整金 = 調整金単価 × 使用電力量

## (6) 調整金単価

各調整金単価は、当社が受領したその他調整の総額から、U P X が電力広域的運営推進機関から請求された容量拠出金の総額を差し引いてえた金額を基準として算定いたします。また、各調整金単価は、各調整金適用期間の開始日前に、当社が適当と判断した方法により、お客さまにお知らせいたします。

## (7) 調整金の請求または還元の方法

調整金が正の金額になる場合には、調整金の請求をし、調整金が負の金額になる場合には、調整金の還元を行なうものといたします。また、調整金の請求もしくは還元は、調整金適用期間において使用される電気に係る料金に加算または減算することで行なうものといたします。ただし、当社は、あらかじめお客さまに通知することにより、調整金の全部または一部の請求または還元を分割して行なうことができるものといたします。なお、調整金の還元額が、調整金の相殺を行なう料金の金額を超過する場合には、当該超過分を次月の料金と相殺することで還元するものとし、その後も同様といたします。

## (8) 電気需給契約が終了した場合における調整金の取扱い

当社が調整金の請求または還元を分割して行なった場合において、電気需給契約の終了日に未請求または未還元の調整金（以下「未履行調整金額」といいます。）が生じるときは、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して未履行調整金額の請求または還元することができるものといたします。なお、還元する未履行調整金額の額が最終の料金の額を上回る場合には、当社が適切と判断する方法により還元することができるものといたします。

## 5 休 日 等

本約款または料金表において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

## 4 そ の 他 調 整 額

## (1) その他調整額

当社は、容量市場における供給力の取引に関して U P X が負担する容量拠出金について、これに相当する額として当社が定める金額を、2024 年 4 月の検針日または計量日（以下「検針日等」といいます。）以降の期間にお客さまが使用する電気に係る料金において、その他調整額としてお客さまに請求いたしま

4 月 30 日  
5 月 1 日  
5 月 2 日  
12 月 30 日  
12 月 31 日